



茨城県報 第961号

平成10年5月28日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 保険医及び保険薬剤師の登録(2件)(保険課) 1
- 老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの所在地の変更(健康増進課) 2
- 平成10年度定期種畜検査の実施(畜産課) 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅(漁政課) 4
- 土地改良区の解散の公示(農地管理課) 5
- 道路の区域の変更(道路維持課) 5
- 道路の供用の開始(2件)(") 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(ダム砂防課) 6
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(県税事務所) 6
- 土地改良事業の適当決定(土地改良事務所) 7
- 土地改良事業の認可(") 7

公 告

- 落札者等の公示(3件)(広報広聴課) 7
- 平成10年度職業訓練指導員試験実施公示(職業能力開発課) 8
- 県営土地改良事業計画(農地管理課) 13
- 都市計画の図書の縦覧(都市計画課) 13
- 開発行為の工事完了(建築指導課) 13
- 道路の位置の指定(") 13
- 落札者等の公示(2件)(下水道事務所) 14

(地方労働委員会)

- 公益事業の調停申請に関する公表 15

告 示

茨城県告示第608号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年 5 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

記

氏 名	登録記号番号	登録年月日
伊 藤 昌 之	茨医 11632	平成10年 5 月 8 日
池 内 利 夫	茨医 11633	平成10年 5 月 12 日
美譽志 康	茨医 11634	平成10年 5 月 12 日
小 島 久美子	茨歯 3209	平成10年 5 月 14 日
池 田 正佐美	茨薬 3156	平成10年 5 月 1 日
大久保 浩	茨薬 3157	平成10年 5 月 1 日
坂 本 倫 子	茨薬 3158	平成10年 5 月 1 日
大 吉 まり子	茨薬 3159	平成10年 5 月 1 日
五十幡 亨 子	茨薬 3160	平成10年 5 月 1 日
酒 井 利 幸	茨薬 3161	平成10年 5 月 6 日
矢 倉 健 一	茨薬 3162	平成10年 5 月 12 日

茨城県告示第609号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年 5 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

記

氏 名	登録記号番号	登録年月日
岡 英 之	茨歯 3213	平成10年 5 月 19 日
神 谷 守	茨薬 3169	平成10年 5 月 18 日
小 泉 英 美	茨薬 3170	平成10年 5 月 18 日
佐 藤 晴 子	茨薬 3171	平成10年 5 月 18 日
海老原 貴 子	茨薬 3172	平成10年 5 月 19 日
関 葉 子	茨薬 3173	平成10年 5 月 19 日

茨城県告示第610号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の17の6及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ9の規定により、次のとおり変更届があったので、老人保健法第46条の17の9第1項第2号及び健康保険法第44条ノ12第1項第2号の規定により告示する。

平成10年 5 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

記

変更年月日	指定老人訪問看護事業者 及び指定訪問看護事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	旧新の別	老人訪問看護ステーション 及び訪問看護ステーションの 名称及び所在地
平成10年 5 月 1 日	医療法人社団 青洲会 土浦市神立中央 5 丁目 11 番 2 号	旧	神立訪問看護ステーション 土浦市神立町字前原 444-2
		新	神立訪問看護ステーション 土浦市神立中央 5 丁目 4 番 20 号

茨城県告示第611号

茨城県種畜検査条例（昭和38年茨城県条例第16号）に基づく、平成10年度定期種畜検査を次のとおり実施するので、茨城県種畜検査条例施行規則（昭和55年茨城県規則第19号）第6条の規定により告示する。

平成10年 5 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 検査の目的

家畜の改良増殖を促進するため、種付けに供用する種畜の検査を実施する。

2 検査の対象となる家畜

種付けに供用する豚、めん羊及び山羊（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の政令で定める家畜を除く。）の雄とする。

3 日 程

茨城県県北地方総合事務所管内

検 査 期 日		検 査 場 所	
月 日	時 間	市 町 村	検 査 場 等
6 月 23 日 (火)	午前10時30分から	岩 間 町	巡 回
	午後1時30分から	美 野 里 町	〃
6 月 24 日 (水)	午前10時30分から	小 川 町	〃
	午後1時30分から	茨 城 町	〃
6 月 25 日 (木)	午前10時30分から	水 戸 市	〃
	午後1時30分から	ひ たち な か 市	〃
6 月 30 日 (火)	午前10時30分から	常 陸 太 田 市	〃
	午後1時30分から	那 珂 町	〃
7 月 1 日 (水)	午前10時30分から	金 砂 郷 町	〃
	午後1時30分から	大 子 町	〃
7 月 2 日 (木)	午前10時30分から	美 和 村	〃
	午後1時30分から	岩 瀬 町	〃

茨城県鹿行地方総合事務所管内

検 査 期 日		検 査 場 所	
月 日	時 間	市 町 村	検 査 場 等
6 月 22 日 (月)	午前11時00分から	波 崎 町	巡 回

検 査 期 日		検 査 場 所	
月 日	時 間	市 町 村	検 査 場 等
6月23日(火)	午前10時00分から	神 栖 町	巡 回
6月24日(水)	午前10時00分から	麻 生 町	〃
6月25日(木)	午前10時00分から	牛 堀 町	〃
6月26日(金)	午前10時00分から	銚 田 町	〃

茨城県県南地方総合事務所管内

検 査 期 日		検 査 場 所	
月 日	時 間	市 町 村	検 査 場 等
6月22日(月)	午前10時00分から	つ く ば 市	巡 回
	午後1時30分から	龍 ケ 崎 市	〃
	午後3時00分から	河 内 町	〃
6月23日(火)	午前10時00分から	東 町	〃
	午後1時30分から	阿 見 町	〃
6月24日(水)	午前10時00分から	新 治 村	〃
	午後1時30分から	八 郷 町	〃
6月25日(木)	午前10時00分から	石 岡 市	〃
	午後1時30分から	霞 ケ 浦 町	〃

茨城県県西地方総合事務所管内

検 査 期 日		検 査 場 所	
月 日	時 間	市 町 村	検 査 場 等
6月22日(月)	午前10時30分から	明 野 町	巡 回
	午後2時00分から	千 代 川 村	〃
6月23日(火)	午前10時30分から	猿 島 町	〃
6月24日(水)	午前10時30分から	石 下 町	石下町農協
	午後14時00分から	水 海 道 市	巡 回
6月25日(木)	午前10時30分から	三 和 町	〃
	午後14時00分から	総 和 町	総和町役場
6月26日(金)	午前10時00分から	下 妻 市	下妻市公民館
6月29日(月)	午前10時30分から	協 和 町	協和町役場

茨城県告示第612号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成10年5月28日

茨城県知事 橋 本 昌

平成 6 年 5 月16日付, 茨城県告示第619号

茨城県告示第613号

高萩市本町 1 丁目100番地高萩市役所内に事務所を置く花貫川流域土地改良区については, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第67条第 2 項の規定により, 平成10年 5 月20日付けで解散の認可をしたから, 同条第 3 項の規定により, 公示する。

平成10年 5 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第614号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき, 道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は, 平成10年 5 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 5 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば益子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城県岩瀬町大字久原420番 1 地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 19.5	118	
西茨城県岩瀬町大字久原400番 1 地先まで	新	最大 26.2	118	現道拡幅
		最小 13.1		

茨城県告示第615号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき, 道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は, 平成10年 5 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 5 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道つくば益子線
- 2 供用開始の区間 西茨城県岩瀬町大字久原420番 1 地先から
西茨城県岩瀬町大字久原400番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 5 月28日

茨城県告示第616号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき, 道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は, 平成10年 5 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 5 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間 久慈郡金砂郷町下宮河内1280番から
久慈郡金砂郷町下宮河内1782番 4 まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 5 月 28 日

茨城県告示第617号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課、茨城県竜ヶ崎土木事務所及び茨城県県南地方総合事務所において縦覧に供する。

平成10年 5 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称 西町地区 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 13 号までを順次結んだ線、及び標柱 13 号と 1 号を結んだ線で囲まれた地域。

市郡名	町村名	大 字	字	地 番	標柱番号	備 考
稲敷郡	江戸崎町	江戸崎	根 宿	甲3076-1	1	
〃	〃	〃	西町後	甲3073-1	2	
〃	〃	〃	〃	甲3074-10	3	
〃	〃	〃	西 町	甲3074-9	4	
〃	〃	〃	切通町	甲3048	5	
〃	〃	〃	〃	甲3044	6	
〃	〃	〃	〃	甲3041	7	
〃	〃	〃	西町後	甲3074-1	8~9	
〃	〃	〃	根 宿	甲3076-1	10~13	

茨城県告示第618号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行なったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の 3 の規定により告示する。

平成10年 5 月 28 日

麻生県税事務所長 永 山 健 治

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業者の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	大久保 文雄	茨城県鹿嶋市神向寺569	平成10年 5 月 18 日

茨城県告示第619号

江戸崎入土地改良区から平成10年 3月30日付けで認可申請のあった江戸崎入地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成10年 5月 7 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年 5月28日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 縦覧に供する書類

江戸崎入土地改良区定款の写し

江戸崎入地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成10年 5月29日から

平成10年 6月25日まで

3 縦覧の場所

江戸崎町役場

茨城県告示第620号

平成10年 1月12日付けでつくば市長から認可申請のあった山下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成10年 5月 6 日認可した。

平成10年 5月28日

茨城県土浦土地改良事務所長 川 島 時 雄

公 告

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成10年 5月28日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事由

①「フォトいばらき」の制作・配送業務 ②総務部知事公室 広報広聴課 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 ③平成10年 4 月 8 日 ④株式会社 茨城新聞社 水戸市北見町 2 番 15 号 ⑤45,284,022 円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

①県政情報紙「ひばり」の制作業務 ②総務部 知事公室 広報広聴課 水戸市三の丸1丁目5番38号 ③平成10年 4月2日 ④大日本印刷株式会社水戸営業所 水戸市三の丸1丁目1番25号 ⑤127,199,499円 ⑥随意契約 ⑧地 方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

①県政情報紙「ひばり」の新聞折り込みによる県内全世帯(但し、官公庁を除く)への配付 ②総務部 知事公室 広報広聴課 水戸市三の丸1丁目5番38号 ③平成10年4月21日 ④株式会社茨城インフォメーションサービス 水 戸市飯島町1443番地の1 ⑤1部当り7.77円 ⑥一般競争入札 ⑦平成10年3月6日 ⑨最低価格

●平成10年度職業訓練指導員試験実施公示

職業能力開発促進法第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成10年5月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 試験を実施する職種

- (1) 溶 接 科
- (2) 自動車整備科
- (3) 機 械 科
- (4) 和 裁 科
- (5) 全 職 種 (指導方法のみ)

2 試験科目

試験は1 (1) (2) については実技試験及び学科試験, 1 (3) (4) については学科試験又は1 (5) については学科試 験のうち指導方法のみを行い, その試験科目は次のとおりである。

免許職種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
溶接科	1 溶接 2 ガス切断	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 材料(材料力学 金属材料) イ 製図(読図法) ウ 溶接法(ガス溶接法 ガス切断法 アーク溶接法 電気抵抗溶接法 炭酸ガ ス溶接法 熱処理法) エ 測定法(測定用具及び機器 測定法) オ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 特殊溶接法(アルゴンアーク溶接法 プラズマ溶接法 レーザー加工法) イ 試験検査法(試験検査機器 破壊検査 非破壊検査 関係法規)
自動車 整備科	自動車整備	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 自動車工学(自動車 内然機関 シャシ 電気及び電子装置 車体 燃料及 び潤滑油)

		イ 材 料 (自動車用材料) ウ 安全衛生 (安全管理 衛生管理) エ 関係法規 (道路運送車両法) (2) 専攻学科 ア 整備法 (整備法 検査法 整備及び検査機器)
機械科		1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学 (機械要素 機構と運動) イ 材 料 (材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) ウ 工 作 法 (NC工作法 機械工作法 ジグ工具) エ 測 定 法 (測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) オ 安全衛生 (安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 加 工 法 (切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) イ 機械製図 (機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)
和裁科		1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識 (裁縫工程 裁縫用具 見積り) イ 縫 製 法 (縫製法 縫製用材料) ウ 安全衛生 (安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 和 裁 法 (裁縫工程 和服の種類 裁縫法) イ 被 服 学 (被服史 被服論 被服科学 服装美学)
全職種		1 指導方法

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を取得した者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る）
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	溶接科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
建設業法施行令による建設機械施工の 1 級の技術検定の合格証明書を有する者	建設機械科に係る学科試験のうち関連学科
高圧ガス取締法による第 1 種冷凍機械責任者の免状を有する者	冷凍空調機器科に係る学科試験のうち関連学科
電気事業法施行規則による第 1 種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	発電電科に係る学科試験のうち関連学科
電気事業法施行規則による第 1 種電気主任技術者若しくは第 2 種電気主任技術者の免状を有する者、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和 54 年）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律による電気管理士の免状を有する者	電気科に係る学科試験のうち関連学科
電気事業法施行規則による第 1 種電気主任技術者又は第 2 種電気主任技術者の免状を有する者	送配電科に係る学科試験のうち関連学科
電波法による第 1 級陸上無線技術士の免許を有する者	電子科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和 48 年）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	電子科に係る学科試験のうち関連学科
自動車整備士技能検定規則による 1 級 4 輪自動車整備士、1 級 2 輪自動車整備士、2 級 ガソリン自動車整備士、2 級 ジーゼル自動車整備士、2 級 3 輪自動車整備士又は 2 級 2 輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	航空機製造科に係る学科試験のうち関連学科
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者及び航空法による 1 等航空整備士若しくは 2 等航空整備士又は航空工場整備士の資格に	航空機整備科に関して、航空機国家試験合格者については学科試験

ついで航空従事者技能証明書を有する者	のうち関連学科, その他の者については実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
建築士法による1等建築士の免許を有する者	建築科, 枠組壁建築科, ブロック建築科, 防水科及びプレハブ建築科に係る学科試験のうち関連学科
エネルギーの使用の合理化に関する法律による熱管理士の免状を有する者	熱絶縁科に係る学科試験のうち関連学科
測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	測量科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	ボイラー科に関して実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
エネルギーの使用の合理化に関する法律による熱管理士の免状を有する者	ボイラー科に係る学科試験のうち関連学科
電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	電気通信科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
医師法による医師国家試験, 歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	臨床検査科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者	臨床検査科に係る学科試験のうち関連学科
公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	事務科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する者	事務科に係る実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	和裁科に係る実技試験の全部
情報処理技術者試験規則の規定による情報処理システム監査技術者試験又は特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理科に係る学科試験のうち関連学科
建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	建築物衛生管理科に係る学科試験のうち関連学科

4 受験資格

(1) 次の1つに該当する者は, 試験を受けることができる。

- ア 職業能力開発促進法(以下「法」という。)第62条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても, 次のいずれかに該当する者は, 試験を受けることができない。

- ア 禁治産者又は準禁治産者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け, 当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

平成10年 8月29日 (土) 午前 9時から

6 試験会場

(1) 溶接料

日立市幸町 3-1-1 (株)日立製作所日立工場教育訓練センター

(2) 自動車整備科

水戸市酒門町上千束3209-1 茨城県自動車整備商工組合教育センター

(3) 機械科及び和裁科

水戸市下大野町6342 茨城県立水戸産業技術専門学院

(4) 指導方法のみ

上記の(3)

7 受験手続

(1) 受験申請書類

受験申請書、履歴書、及び写真(申請前 6ヶ月以内に撮影した正面脱帽の写真で、縦36mm、横24mmとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(2) 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、前記 3 に掲げる者に該当することを証する書類

(3) 申請書類の提出先

水戸市三の丸 1-5-38

茨城県商工労働部職業能力開発課

(4) 申請書類の提出期限

平成10年 7月 6日 (月) から

平成10年 7月17日 (金) まで

(5) 受験手数料

受験手数料は、学科試験(3,000円)及び実技試験(15,400円)の合計額である。ただし、実技試験又は学科試験の全部の免除を受けることができる者にとっては、免除を受けない試験に係る額とする。

手数料の納付は、茨城県収入証紙を受験申請書の貼付するものとする。

(6) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合格発表

平成10年 9月29日 (火) に合格した氏名を茨城県公報で公示するとともに本人あて通知する。

9 その他

(1) 受験申請用紙は、茨城県商工労働部職業能力開発課において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒にあて先明記のうえ140円切手を貼り、茨城県商工労働部職業能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験に対する注意事項(参集時間、携帯品等)は、後日受験者に通知する。

(4) 試験について不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課(電話029(221)8111内線3433)に問い合わせること。



◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営龍ヶ崎新利根地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年 5月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営龍ヶ崎新利根地区土地改良事業（農業用道路整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成10年 5月29日から

平成10年 6月25日まで

3 縦覧の場所

龍ヶ崎市役所

新利根町役場

◎都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画生産緑地の変更に伴い、岩井市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成10年 5月28日

茨城県知事 橋 本 昌

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年 5月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市東石川字志ら遍内1番、2番1、同番2、同番4、字調内3番1、同番2、同番3、同番4、4番2、同番3、5番2、市毛字谷中前1077番4

2 事業主の住所及び氏名

日立市中丸町2丁目3番2号

郡司不動産株式会社

代表取締役 郡 司 一 見

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次の通り指定した。

平成10年 5月28日

茨城県知事 橋 本 昌

指定する 道路の 指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第 169 号	平成10年 5月20日	株式会社 キョーエイ ランド 代表取締役 藤崎 保男	東京都渋谷区代々木 1-30-5 大木ビル6階	大洋村大字梶山字立内 1243番 1 同番 2 1244番 1 字赤埜1245番 5	メートル 6.20	メートル 61.20

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成10年 5月28日

茨城県那珂久慈流域下水道事務所長 根 本 圭 脩

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由

①茨城県那珂久慈流域下水道維持管理業務 一式 ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163番地の3 ③10. 4. 1 ④日本ヘルス工業株式会社 東京都新宿区東五軒町3番25号 ⑤229,000,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

①茨城県那珂久慈流域下水道汚泥運搬処分業務 ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163番地の3 ③10. 4. 1 ④二光産業株式会社 千葉県山武郡芝山町新井田字外海道681番地の3 ⑤18,500円/㎡ (10t車) ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

①那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設維持管理業務 一式 ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163番地の3 ③10. 3. 20 ④クボタ環境サービス株式会社 東京都台東区松が谷1丁目3番5号 ⑤107,100,000円 ⑥一般競争入札 ⑦10. 2. 6

①A重油 (JIS 1種 2号) 590kl (予定数量) ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163番地の3 ③10. 3. 25 ④株式会社クロサワ 茨城県ひたちなか市笹野町2丁目7番1号 ⑤20,450円/kl ⑥一般競争入札 ⑦10. 2. 10

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成10年5月28日

茨城県西流域下水道事務所長 近 藤 千 秋

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由

①茨城県利根左岸さしま流域下水道施設維持管理業務 一式 ②茨城県西流域下水道事務所 茨城県下妻市下妻乙209番地 ③10. 3. 31 ④クボタ環境サービス株式会社 東京都台東区松が谷1丁目3番5号 ⑤56,175,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

~~~~~  
(地 方 労 働 委 員 会)

## ◎公益事業の調停申請に関する公表

平成10年5月19日、茨城県厚生連労働組合から、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第18条第3号の規定による調停の申請があったので、同法施行令(昭和21年勅令第478号)第7条第2項及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成10年5月28日

茨城県地方労働委員会会長 山 本 吉 人

## 1 関係当事者

## (1) 労働者側

茨城県厚生連労働組合

## (2) 使用者側

茨城県厚生農業協同組合連合会

## 2 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する医療事業

## 3 調停申請事項

- (1) 98春闘で要求した①基本給の引き上げと手当(夜間のタクシー代と夜勤手当)の改訂②週休2日制度の実施
- (2) 98春闘で明らかとなった黒字病院に対する報奨金の支払問題
- (3) 97年の地労委あっせん拒否以降りかえされている茨厚労の争議に対する一部病院の介入

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)